

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2年 6月15日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

提出者

住 所 薩摩川内市永利町1355番地1

氏 名 株式会社 南日本運輸建設

代表取締役 宮里 俊朗

電話番号 0996-22-2174

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 南日本運輸建設
事業場の所在地	鹿児島県薩摩川内市永利町1355番地1
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：土木工事業、舗装工事業
② 事業の規模	前年度売上高 1,033百万円
③ 従業員数	66人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 産業廃棄物処理工程

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙 管理体制図			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	
	排 出 量	別紙内訳書	t
	(これまでに実施した取組) 再生資源が可能なものについては、再生処理施設へ搬入する。 廃棄物の発生抑制効果を高める資材を使用する。 材料の使用数量の正確な管理を徹底する。 材料の活用頻度を高め有効活用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	
	排 出 量	別紙内訳書	t
	(今後実施する予定の取組) 特記仕様書等に基づき適切な管理、処理を行う。 施工管理を確実にいき、手直し等ないようにする。 資材の社内再利用を推進する。 再生可能なものは再生処理施設へ搬入する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類箱毎に分別し再生処理施設へ搬入し有効利用の促進を行う。 鉄筋コンクリートは、小割機を使用し鉄筋とコンクリートを分別する。 二次製品は有効活用出来る物、出来ない物で分別を行う。 伐採木・伐根材等は、チップ材の資材への活用を検討後、活用不可のみ焼却処分を行う。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従業員及び協力業者へ教育を行い、再利用出来るものは分別して、 自社へ持ち帰り再利用する。廃棄するものは廃棄物の種類に応じて 分別してから搬出を行う。 現場巡視やパトロール時に分別状況確認、指導徹底する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 1年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	t
	全処理委託量	別紙内訳書	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者、再生利用業者、認定熱回収業者登録業者への処理委託を検討する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	t
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生処理業者へ委託する。 工事場所近辺に優良認定処理業者がある場合、利用に努める。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理工程



(管理体制図)

産業廃棄物の処理に係る管理体制図



